

業務仕様書

1 適用

本仕様書は、「徳島阿波おどり空港隣接倉庫壁面の徳島県 PR 広告撤去業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 業務期間

令和 8 年 3 月 10 日から令和 8 年 3 月 27 日まで

3 業務内容

徳島県 PR 広告の撤去を次のとおり実施すること。

(1) 広告掲出場所

株式会社高橋ふとん店臨空倉庫 8 号棟南側壁面
(徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野 6-5)

(2) サイズ

縦 5.9m × 横 60m 程度

(3) 素材等

ア インクジェットメディア
株式会社中川ケミカル CM-702GT
イ ラミネートフィルム
バンドーエストラマー株式会社 デュラブルラミネートフィルム マット
GM-DLM (PET セパ)

(4) 特記事項

- ア 「撤去」とは、屋外広告物を剥離し、掲出物件を原状回復することをいう。
- イ 撤去業務を行う際は設置する建物壁面等が劣化しないよう、作業方法や使用する薬剤、用具に十分配慮すること。
- ウ 必要に応じて、見積前に現地確認すること。
- エ 業務の実施に当たっては、徳島県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受けている者、または屋外広告士等対象物件の点検・保守に関する必要な技能・知識を有する者が作業または監督を行うこと。
- オ 業務完了後は、点検・保守結果を記録した業務報告書（様式 1）を、作業の様子や広告の全体及び各部の状態が分かる記録写真とともに、徳島県に提出すること。

5 業務を進める上での留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、徳島県および施設管理者（株式会社高橋ふとん店）と十分に調整を行うこと。

- (2) 作業の実施にあたっては、周囲及び施設利用者の安全に十分に注意すること。
- (3) 作業の実施にあたっては、施設に損傷等を与えないように十分に注意することとし、作業にあたり損傷の可能性がある箇所については、十分に養生すること。
また、施設に損傷が生じた場合は、受託者の責任において原状回復すること。
- (4) 受託者は、作業実施に際し、施設管理者と連絡調整の上、業務に支障のないように行うこと。なお、受託者が、作業場所が危険なため立ち入りを禁止する必要があると判断する場合は、予め施設管理者の承諾を受け、その区域を適切に防護するとともに、立ち入り禁止標示等安全対策を講じること。
- (5) 受託者は、材料等の品質管理を適切に行うこと。
- (6) 作業終了後は、清掃し、廃棄物は持ち帰り、正しく処分すること。
- (7) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに徳島県、施設管理者及び所轄警察署、その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (8) 本業務の実施にあたり、受託者の責めにより生じた損傷又は事故については、当該受託者が責任を負うものとする。
- (9) 受託者は、この業務の実施にあたり徳島県又は第三者に損害を及ぼした場合は、徳島県の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負うものとする。

6 成果品

- (1) 提出書類

業務報告書（様式1）及び記録写真の電子データ1式

7 その他・特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 本業務の進捗状況については、徳島県に適宜報告し、不明な点が生じた場合は、徳島県に確認すること。また、業務遂行に当たっての懸案事項・問題点及びその対処方法等必要な事項については隨時協議を行い、徳島県の了承を受けて進めること。また、受託者は打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、提出すること。打合せにかかる受託者の旅費については、受託者の負担とすること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報について、漏えい、滅失又は毀損を防止するとともに、そのためには必要な措置を講じなければならない。
- (4) 成果品の送料及び保管料については受託者の負担とすること。
- (5) 業務完了時に業務報告書を提出し、徳島県の検査を受けること。徳島県の検査に合格したものについて、受託者は契約期間終了時に一括して請求を行うこととする。
- (6) 全ての作業、表示、文書で使用する言語は、原則日本語とする。
- (7) 業務内容に変更が生じた場合は、徳島県と受託者が協議し、契約条件の変更等について定めることとする。
- (8) 受託者は、徳島県が貸与する資料については、業務上必要であっても徳島県の許可なく複写してはならない。
- (9) 受託者は、貸与資料については、業務完了後速やかに徳島県に返却すること。

- (10) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、関係法令、規則等を遵守すること。
- (11) 本業務を実施するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、契約金額以外の費用を徳島県は負担しない。

■参考資料
広告掲出箇所

